

平成 20 年度事業計画書

レコード業界の生産・販売実績は、音楽配信も加えると 3 年連続して微増傾向で推移しているが、業界環境は依然大きな変革期にあり、将来については予断を許さない状況にある。

平成 20 年度は、前年度に引き続き『レコード産業の復活を果たす』のスローガンを掲げ、「産業復活の阻害要因の除去」「日本の音楽文化・産業の振興」「著作権法改正への取組み強化」「指定団体業務の充実」「公益性の高い事業の推進」の重点施策を中心に、以下の事業を推進する。

【事業活動】

[1] レコードの普及に関すること

1. 音楽 CD 再販制度の擁護とパッケージ市場の開拓・強化

- (1) 音楽業界あげて取り組んでいる再販制度の弾力運用の進捗状況を公表し、同制度に対する理解者を増やす。また、低迷する主要諸外国のマーケット実態を調査し、日本の音楽文化の発展における再販制度の有用性を裏付けるデータを整備する。
- (2) シングル、アルバム、音楽ビデオ、音楽配信作品に対し、ゴールド、プラチナ、ミリオン他の認定と表彰を行い、広く世間に告知する。
- (3) 「CD ショップ大賞」の実現により、CD ショップの店頭から元気を発信する体制作りを行う。

2. 配信マーケットの整備

- (1) 「着うたフル(R)」ウィークリーチャートの開始とその活用を促進する。
- (2) 配信事業の効率的管理の観点から、アメリカレコード協会(RIAA)等が推進する GRID (Global Release ID) の導入の可能性を検討する。

3. 日本音楽の海外ライセンス促進

- (1) 「Co・Festa」と連動して開催される PROMIC 主催の東京アジアミュージックマーケット(TAM)に積極的に参加し、バイヤーの招聘をアジア諸国だけでなく欧米まで拡大するとともに、ライブや商談会の実効性を高め、海外ライセンスの増加を目指す。
- (2) 経済産業省の支援を得て、海外における日本音楽の認知を高めるため英語および中国語のホームページを開設する。
- (3) アジア地域の海賊版の減少を目指し、コンテンツ流通促進機構(CODA)および国際レコード産業連盟(IFPI)との連携を深める。

4. 各種セミナーの開催

(1) RIAJ セミナー

会員社対象に毎月 1 回定期的で開催するとともに、一部テーマについては、文化セミナーとして広く一般にも公開する。

(2) 大学寄付講座

今年度は慶応義塾大学、立教大学で開講する。

5. その他

- (1) “ミュージックギフトカード”普及への協力

- (2) “Music J-CIS” (Music Japan-Copyright Information Service) の構成団体として、音楽権利情報データベースを充実させユーザーへのサービスを拡大する。

[2] レコードに関する調査研究および統計に関すること

- 1 . 市場調査、産業統計の充実
パッケージ商品及び音楽配信に関する各種産業統計データについて、的確な集計・分析を行い迅速に公表する。
- 2 . 音楽に関する消費者実態調査の実施
23 年目を迎える定例の音楽ユーザー実態調査に加え、特定テーマの調査も随時実施する。

[3] 録音による芸術文化の保存に関すること

- 1 . 歴史的音源のアーカイブ事業の推進
文化庁の支援を得て SP 原盤の調査事業等を継続する一方、平成 22 年度からの国立国会図書館でのデジタルアーカイブデータの一般公開に向け、メタデータの作成及びアーカイブの実作業に着手するとともに、運営体制を固める。
- 2 . 日本ゴールドディスク大賞の刷新
放送局とのタイアップにより、よりアトラクティブな形でライブの TV 放映を行う。
- 3 . 文化庁芸術祭への協力
レコード部門における事務担当として、選考申請及び審査に協力する。
- 4 . 日本プロ音楽録音賞の共催
録音エンジニアの技術向上と地位確立を目指し実施する。

[4] 著作権・著作隣接権等に関すること

- 1 . 携帯電話向け違法音楽配信への対策強化
 - (1) 違法音楽配信の根絶に向け、携帯キャリア及び他の権利者団体との協力のもと技術的対策の検討を積極的に進める。
 - (2) 技術を用いた違法音源探索作業により、プロバイダへの削除要請の更なる強化を目指すとともに、違法配信サイトのフィルタリングを早期に実現する。
- 2 . 違法ファイル交換 (P2P) への対策の継続強化
 - (1) WinMX を利用した違法な音楽ファイルの流通について法的措置を講ずるため、十分な証拠収集を行い、ISP に対し発信者情報開示請求を継続実施する。
 - (2) Winny や Limewire 等について、他団体・ISP・警察との連携・協議を行い、対応を新たに開始する。
 - (3) エンフォースメントの取組み結果を積極的に広報し、抑止力強化につなげる。
- 3 . 識別マーク (エルマーク) の普及
識別マーク (エルマーク) について配信事業者や他業界に導入の働きかけを行い、早期の普及を図るとともに、一般ユーザーに対する識別マーク (エルマーク) の認知・普及促進に努める。
- 4 . 著作権法改正への取組み強化

(1) 著作権法第 30 条の見直しへの対応

違法配信等からの私的録音録画を 30 条の範囲から除外する法改正を早期に実現させる。また、他団体との連携を強化し、私的録音録画補償金制度の見直しに向けた働きかけを積極的に進める。

(2) レコード保護期間の延長

少なくとも 70 年への延長に向け、論拠の整理と対外的な働きかけを継続する。

(3) レコード演奏権立法化へのロードマップ作成と具体的活動の開始

実演家団体との連携体制を構築し、法改正実現までのロードマップを作成するとともに、立法化に向けた具体的活動を開始する。また、徴収分配体制、使用料等について具体的検討を行い、今後の課題を整理する。

[5] レコードに関する出版物の刊行等

レコード産業の理解促進と産業全体のイメージ向上を図るため、機関誌、ホームページ、プレスリリース等を活用して積極的に情報発信するとともに、社会貢献活動や文化活動についても広く広報を行う。

[6] レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、総額の取り決めならびに徴収及び分配

1 . 二次使用料収入の拡大

(1) 二次使用料水準を引き上げるための論拠を整理し、使用料協議を推進する。

(2) 有線テレビ放送 (CATV) の二次使用料に関する協議を促進し、上半期中の団体間協定の締結を目指す。

2 . 二次使用料分配ルールの抜本的な見直し

(1) 平成 22 年度の実績分配の実現に向けて、分配規程の見直しを行うとともに、平成 21 年度のシステム開発に向けた要件定義を行なう。

(2) 実績分配システムの基幹データとなる ISRC について、更なる精度向上と作業フローの改善を行い、ISRC データベースの環境改善を行なう。

3 . 放送番組のインターネットでの利用促進支援

平成 18 年 10 月から開始した放送番組に係る送信可能化権集中管理事業について一層の利用促進を図る。

[7] レコード製作者に係る商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収及び分配

1 . 第 2 ステップを迎える音楽 CD 需要拡大協力金の徴収・分配を円滑に行う。

2 . レンタルユーザーのコピー実態を踏まえ、レンタル制度の今後のあり方を検討する。

[8] 私的録音録画補償金に関する権利行使団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者に係る当該補償金の分配

社団法人私的録音補償金管理協会(sarah)及び社団法人私的録画補償金管理協会(SARVH)

の構成団体として、私的録音録画補償金制度の円滑な運用を推進する。

[9] その他

1. 協会組織のあり方の見直し

公益法人改革関連法の12月施行を控え、今後の協会組織のあり方を検討するとともに、定款等の諸規程および財務諸表について必要な見直しを行う。

2. 政府の審議会等への委員派遣および経済団体への参画等

3. 国内・国外の団体、機関との連携活動

国内の音楽関係団体ならびに国際レコード産業連盟（IFPI）およびアメリカレコード協会（RIAA）等海外のレコード産業団体との連携と情報交換を積極的に推進する。

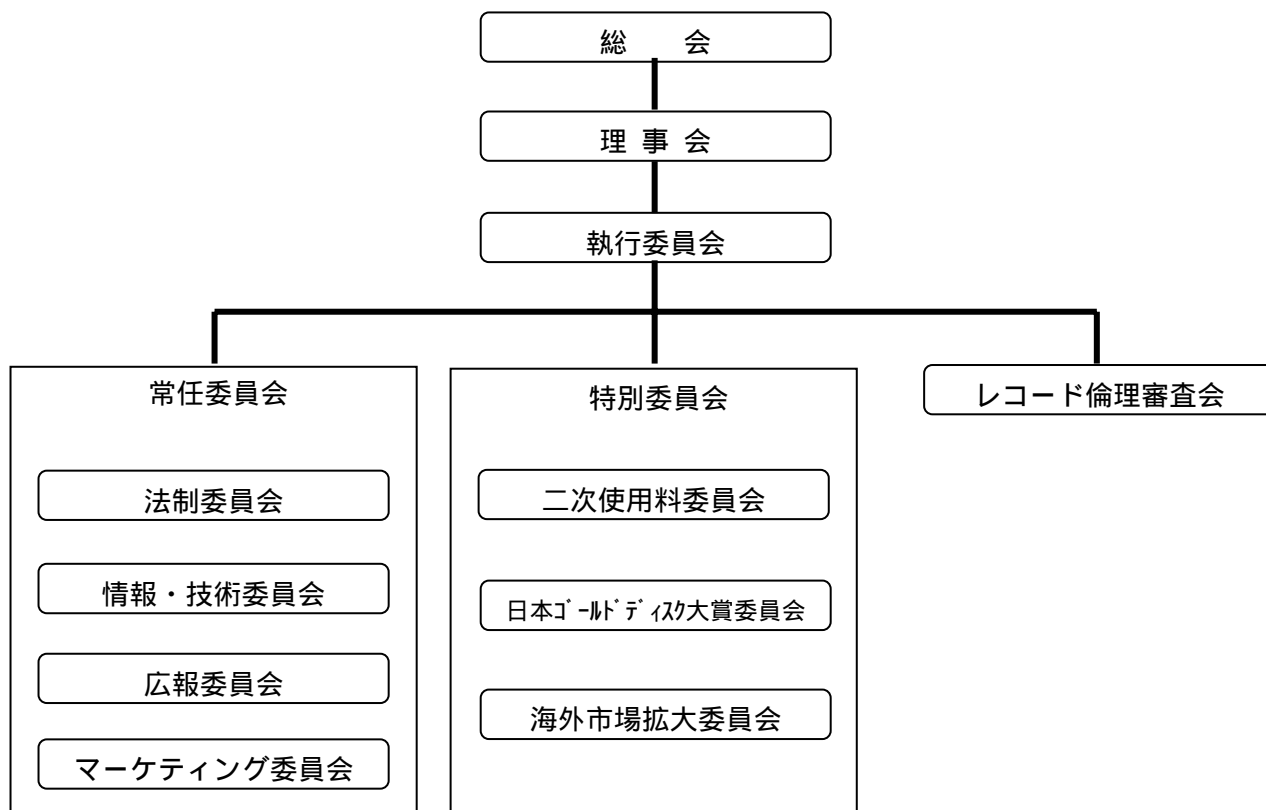
4. レコード倫理審査会の開催

5. 業界規格（RIS）の制定と改正

6. “ISRC”（International Standard Recording Code）の管理機関としての活動

7. 福祉・厚生施設へのレコード寄贈

〔運営体制〕



本年度の事業遂行のため、関係諸官庁並びに関係諸団体と常に連絡協調を保持しつつ業務を推進する。

以上